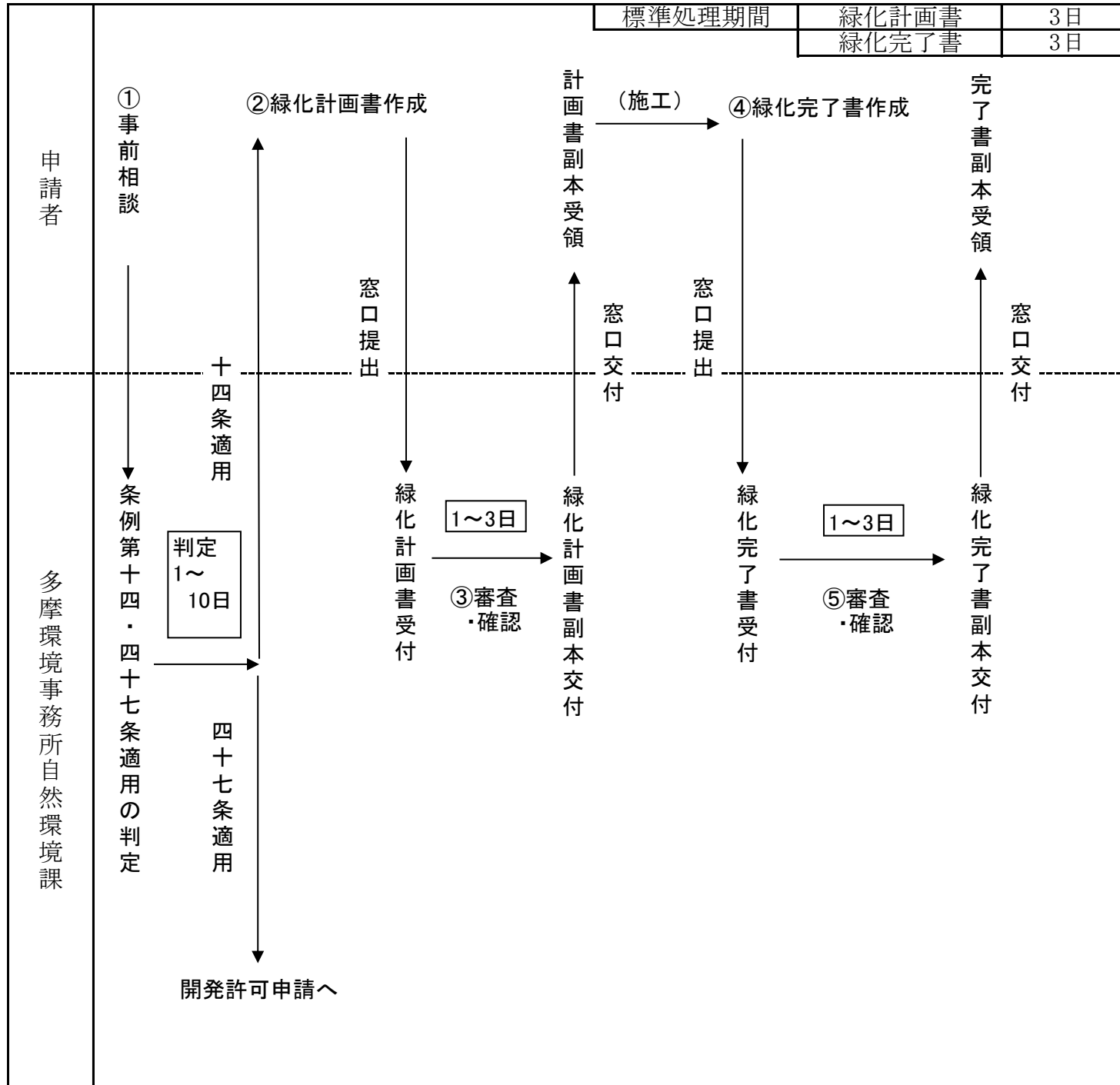


事務処理フロー図

作成部署 環境局多摩環境事務所自然環境課指導担当 電話 042-521-4809

事務名 緑化完了書の提出

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

| 番号 | 項目 | 説明 |
|----|--------------------|--|
| 1 | 事前相談 | 多摩地域で建築などを行う敷地の面積が、1,000㎡（公共250㎡）以上の場合、事前相談を行い、書類審査及び現地調査による判定をし、第14条又は第47条のいずれに該当するのか判定します。（事前相談は要予約） |
| 2 | 緑化計画書届出※ | 14条が適用された場合は、緑化計画書（正副二部）を作成し、届出します。 |
| 3 | 緑化計画書審査 緑化計画書確認 | 緑化計画書が緑化基準を満たしていることを審査・確認します。（審査日時は要予約） |
| 4 | 緑化完了書届出 | 緑化完了書（正副二部）を作成し、届出します。 |
| 5 | 緑化完了書審査 緑化完了書確認 | 計画書の通り、緑化基準を満たして完了したことを審査・確認します。（審査日時は要予約）植栽面積が大規模の場合には、別途現地確認を行います。 |

※「緑化計画書」は、建築確認申請や都市計画法29条（開発行為の許可）手続の前に提出してください。